

仕様書番号
GAV-CG-W280001Z
作成 昭和42年 7月26日
変更 令和4年 3月 7日
補給統制本部 航空部

陸上自衛隊

航空機用エンジン（国産）共通仕様書

陸上自衛隊航空機用エンジン（国産）共通仕様書

目 次

	ページ
1 総則	1
1.1 適用範囲	1
1.2 用語及び定義	1
1.3 引用文書等	1
2 製品に関する要求	2
2.1 認定	2
2.2 要求性能など	2
2.3 使用禁止材料	2
2.4 技術変更など	2
2.5 製品の表示	2
2.6 保管期限統制	2
3 品質保証	2
3.1 初回試験	2
3.2 輸入する部品等の受入検査	3
3.3 完成検査	3
3.4 監督・検査	3
4 出荷条件	3
4.1 包装	3
4.2 包装の表示	3
5 その他の指示	3
5.1 官給品・無償貸付品	3
5.2 附属品・予備品	4
5.3 承認用図面等	4
5.4 納入書類	4
5.5 その他の事項	4

陸上自衛隊仕様書

物品番号	仕様書番号	
陸上自衛隊 航空機用 エンジン（国産）共通仕様書		G A V - C G - W 2 8 0 0 0 1 Z
防衛大臣承認	昭和 42 年 7 月 26 日	
作成	昭和 42 年 7 月 26 日	
変更	令和 4 年 3 月 7 日	
作成部隊等名	補給統制本部	航空部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊で使用する航空機用エンジン（国産）（以下、“エンジン”という。）の調達における共通事項について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 及び G A V - C G - W 1 5 0 0 2 1 による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、適用の優先順位は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 の 1.4 によるものとし、契約後当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議する。

a) 規格

J I S P 0 1 3 8 紙加工仕上寸法

b) 仕様書

G A V - C G - W 1 5 0 0 2 1 陸上自衛隊航空機用部品（国産）共通仕様書

G A V - C G - W 1 5 0 0 2 2 陸上自衛隊航空機用部品（輸入）共通仕様書

G A V - C G - Z 8 1 0 0 2 1 陸上自衛隊航空機用部品包装共通仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）

装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和 50 年防衛庁訓令第 44 号）

秘密保全に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 36 号）

特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 38 号）

特定秘密の保護に関する訓令（平成 26 年防衛省訓令第 64 号）

陸上自衛隊整備規則〔陸上自衛隊達 71-4 号（52.12.24）〕

陸上自衛隊補給管理規則〔陸上自衛隊達第 71-5（19.1.9）〕

官給品等の管理及び処理手続要領〔補統航第 207 号（30.11.8）別冊〕

補給カタログ及び整備諸基準作成要領〔補統装計第 178 号（31.3.18）別冊〕

d) 補給カタログ等

MO-700-1	陸上自衛隊航空機等整備実施規定
MO-700-2	陸上自衛隊航空機等整備実施規定
MO-700-3	陸上自衛隊航空機等整備実施規定
MO-700-4	陸上自衛隊航空機等整備実施規定

1.3.2 関連文書

航空法（昭和27年法律第231号）

航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）

調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）

防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）

初回試験事務処理要領について（通知）〔装管企第309号（27.10.1）〕

2 製品に関する要求

2.1 認定

エンジンの構成部品、材料など（以下、 “部品等” という。）のうち、製造設備などの確認を必要とするものは、 “装備品等の製造設備等の認定に関する訓令” を適用する。

2.2 要求性能など

エンジンは、個別仕様書に定める要求事項及び適用型式仕様書並びに適用図面を満足しなければならない。

2.3 使用禁止材料

部品等に、 “労働安全衛生法施行令” で製造などが禁止されている材料を使用してはならない。

2.4 技術変更など

技術変更などは、次による。

- a) 契約の相手方は、2.2に定める要求性能などで変更する必要が生じた場合には、MO-700-3に示す区分に基づき、技術変更提案（以下、 “ECP” いう。）を行う。
なお、実施決定のECPは、この仕様書の一部とする。
- b) a)の区分に属さない技術変更は、地方防衛局調達部長、支局長又は防衛事務所長に通知の上、実施する。
- c) 契約の相手方は、a)及びb)に関わる技術変更を行った場合には、契約完了後速やかに“技術変更一覧表”（図1）を提出する。ただし、b)に関わる技術変更には、陸上自衛隊航空機等整備実施規定及び補給カタログに影響を与えるものだけを記載する。

2.5 製品の表示

構成部品のうち、国産品の表示は、GAV-CG-W150021の2.4によるものとし、輸入品の表示には、GAV-CG-W150022の2.4による。

2.6 保管期限統制

エンジンの保管期限統制は、MO-700-4による。

3 品質保証

3.1 初回試験

エンジン、部品等のうち初回試験を必要とするものは、GAV-CG-W150021の3.1による。

3.2 輸入する部品等の受入検査

輸入する部品等の受入検査は、次によるほか、**G A V - C G - W 1 5 0 0 2 2**に定める条件を満足するものでなければならない。

- a) 適用図面、仕様、規格などの要求事項が満足されていることを証明する検査成績書又は証明書などの書類の確認
- b) 外観検査（識別を含む。）
- c) 寸法検査、機能検査、非破壊検査、その他の検査のうち、必要と認められる検査

3.3 完成検査

完成検査は、次による。

- a) 契約の相手方は、完成エンジンについて、次に示す検査及び試験を行う。
 - 1) 主要寸法検査及び重量検査
 - 2) 外観検査
 - 3) 運転検査
- b) a)に定める検査及び試験の基準は、個別仕様書に定めるところによる。

3.4 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

エンジンは、個別仕様書に定めるコンテナに入れて納入する。

4.2 包装の表示

コンテナの表示は、**G A V - C G - Z 8 1 0 0 2 1**の**附属書A**に準拠し、コンテナの外側に直接ペイントによって表示・標識を行う。

なお、表示の色は、**G A V - C G - Z 8 1 0 0 2 1**の**附属書A**による。

5 その他の指示

5.1 官給品・無償貸付品

5.1.1 官給品

官給品は、次によるほか、**G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1**の箇条5による。

- a) エンジンの製造に必要とする部品等及び附属品のうち、官給品は、個別仕様書に示すところによる。ただし、5.4に示す履歴簿（ファイルを含む。）は、必要の都度、b)による請求手続を行い、官給を受ける。
- b) 官給品の請求手続、使用後の手続及び返還には、“官給品等の管理及び処理手続要領”による。

5.1.2 無償貸付品

契約の相手方は、エンジンの製造に必要な設備、機器、治工具などで国の所有するものについて、契約担当官等を通じて、物品管理官等（分任物品管理官を含む。）と協議の上、無償貸付を受けてよい。

なお、取扱手続には、“防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令”及び**G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1**の箇条5による。

5.2 附属品・予備品

契約の相手方は、個別仕様書に示す附属品（又は予備品）を適用図面などによって製造し、エンジンと同時に納入又は引き渡す。

5.3 承認用図面等

承認用図面等は、**G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1**の箇条6による。

5.4 納入書類

契約の相手方は、“陸上自衛隊整備規則”及び**MO-700-2**の6-2項に示す整備記録など並びに3.3 a) 3)の運転成績表をエンジンとともに納入する。

5.5 その他の事項

5.5.1 技術活動

契約の相手方は、監督官等の確認を受け、次の技術活動を行う。

- a) エンジンの不具合事項に関する資料の収集及び対策の立案
- b) E C Pに関する検討及び対策の立案
 - なお、細部は、**MO-700-3**による。
- c) 航空機等不良状況（U R）調査に関する技術検討及び報告
 - なお、細部は、**MO-700-3**による。
- d) 航空機等改造等提案書（M W O P）の検討及び提出
 - なお、細部は、**MO-700-3**による。
- e) 航空機整備実施規定及び補給カタログに関する、一部変更（案）の陸上自衛隊補給統制本部航空部への提出
 - なお、航空機整備実施規定は、**MO-700-1**及び**MO-700-3**による。また、補給カタログは、“陸上自衛隊補給管理規則”及び“補給カタログ及び整備諸基準作成要領”による。
- f) 代替部品、材料などの技術的検討及び検討結果（2部）の陸上自衛隊補給統制本部航空部（技術第2課長）への提出
- g) ライセンサ及び製造会社などの技術情報の検討・管理及び検討結果（2部）の陸上自衛隊補給統制本部航空部（技術第2課長）への提出
- h) 技術援助契約等に伴う社内活動
- i) 陸上幕僚監部装備計画部航空機課及び陸上自衛隊補給統制本部航空部（以下、“航空機課等”といふ。）からの依頼に基づく部隊運用中の航空機等の不具合事項及び取扱整備などについての技術資料の収集・検討及び検討結果の航空機課等への通知
- j) 航空機課等からの依頼に基づく整備に関して部隊などからの派遣隊員に対する技術指導
- k) 航空機課等からの依頼に基づく技術的調査事項に対する技術資料の収集・検討及び検討結果の航空機課等への通知

5.5.2 試験など

契約の相手方は、エンジンを製造するために必要とする技術研究、試験及び調査を行わなければならない。

なお、実施に先立って、実施要領書（3部）を提出して契約担当官等の承認を受ける。また、試験等終了後、報告書（2部）を作成して陸上自衛隊補給統制本部航空部に提出する。

5.5.3 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、装備品等の製造などに関わる物件、文書、図面などで“特別防衛秘密”、“特定秘密”又は“秘密”に指定されているものの取扱いは、“特別防衛秘密の保護に関する訓令”、“特定秘密の保護に関する訓令”又は“秘密保全に関する訓令”に基づくものとし、その取扱いに万全の注意を払わなければならない。
- b) 契約の相手方は、契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、契約終了後も、同様とする。
- c) 契約の相手方は、官側の施設内の場合、整備実施場所以外においても無許可の撮影をしてはならない。
- d) 契約の相手方は、関連する物件、文書、図面などの保管場所・要領についても万全の注意を払わなければならない。

5.5.4 その他の必要事項

その他の必要事項は、GLT-CG-Z000001の箇条8による。

技 術 変 更 一 覧 表

機 種		調達要求番号			会社名	
一連番号	変更区分	承認又は変更 年 月 日	変更内容	変更理由	適用号機	備考

注記1 用紙は、J I S P 0 1 3 8のA4とする。

注記2 提出先及び部数は、次による。

- a) 陸上幕僚監部装備計画部航空機課 1部
- b) 陸上自衛隊補給統制本部航空部 2部

注記3 備考欄には、整備実施規定及び補給カタログの変更の要否、その他必要事項を記入する。

図1－技術変更一覧表の様式